

令和6年度外国人材受入企業マッチング支援事業実施業務仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う外国人材受入企業マッチング支援事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

外国人材受入企業マッチング支援事業実施業務

2 業務の目的

担い手不足の解消のため、外国人材の採用を希望する県内企業と登録支援機関・人材紹介会社等とのマッチング機会を提供することにより、新たに外国人材を採用する企業を支援する。

また、技能実習制度及び特定技能制度の見直しにより外国人材の流動化が進むことが想定されるため、長野県で暮らし働くことの魅力を発信し、外国人から「選ばれる長野県」を目指す。

3 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

(1) マッチング支援デスクの運營業務

受託者は、外国人材の採用を希望する県内企業からの相談に応じ、適切な登録支援機関・人材紹介会社等とのマッチング機会を提供するマッチング支援デスクを運営する。

ア マッチング候補先となる登録支援機関・人材紹介会社等の決定

(イ) 受託者は登録支援機関・人材紹介会社等（以下「機関等」という。）の情報収集を行い、原則として以下の条件を満たす機関等を県内企業とのマッチング候補先として決定する。

- ① 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可、又は、労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。
- ② 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐していること。
- ③ 申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的とした団体ではないこと。

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者であること。
- a 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - d 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - f 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (イ) マッチング候補先の機関等は、5社以上（うち1社以上は県内に本社が所在する機関等）を目標とする。
- (ロ) マッチング候補先となる機関に対しては、本事業の内容を説明し理解を得ること。
- イ 県内企業からのマッチング相談への対応
- (ア) 外国人材の採用を希望する県内企業から、電話、メール等によりマッチング支援に関する相談を受け付ける。
- (イ) 電話・メール等の手法による相談対応により把握した状況に応じて、アのマッチング候補先から適当と思われる機関等（複数可）を決定し、相談のあった企業名、担当者名、連絡先、相談内容及びその他参考となる事項を伝え、機関等から直接企業へ連絡のうえ外国人材の活用を提案するよう依頼する。
- なお、この場合の外国人材の活用に関する提案の内容は、機関等が紹介可能な外国人材の属性（国籍・業種・資格等）及び機関等のサポート内容等とし、個々の外国人材の紹介を行ってはならない。
- (ロ) 相談のあった企業に対しては、機関等から提案があること等、マッチングまでの流れを説明し理解を得ること。

(エ) 企業が(イ)の提案を受け入れた場合は、機関等と直接契約を行い、外国人材の紹介や受入れに関する支援を受けるものとする。

ウ マッチング結果の把握

受託者は、マッチング候補先の機関等と定期的に連絡を取り合い、イ(イ)の結果、企業と機関等との契約及び人材紹介の有無、実際に外国人材の採用に至ったかどうか、採用した場合はその後の受入れ支援の状況を把握する。

(2) マッチング支援セミナーの開催

受託者は、外国人材受入れにあたっての不安を解消し、受入れ促進につなげることを目的とするセミナーを、以下の条件により開催すること。

ア セミナーは2回以上実施すること。

イ セミナーに参加する県内企業は、各回20社以上の参加を目標とすること。

ウ セミナーは、オンラインでの実施を基本とし、県内企業が参加しやすいシステムを選定して実施すること。

エ セミナーの内容は、外国人材を既に受け入れている企業や登録支援機関・人材紹介会社等による事例紹介等、県内企業の外国人材の受入れ促進につなげることのできるものとする。また、1回以上は「特定技能」を中心としたテーマとすること。

オ 受託者は、セミナーの講師との打合せを行い、必要な資料準備等を行うこと。

カ セミナーは申込制とし、申込者の管理及び当日の招待URL等の手配や申込者への配信等運営全般については受託者が行うこと。

キ セミナー終了後、参加企業に対してアンケートを実施すること。アンケート内容は県と調整の上決定すること。

(3) 外国人材活用の好事例発信

県内企業の外国人材が県内で働き暮らしていることの好事例を発信するため、以下の条件により取材・記事作成を行うこと。

ア 県内企業における外国人材受入れの好事例を3件以上選定し、企業側と外国人材側双方から同意を得たうえで取材（インタビュー）を行うこと。取材内容の概要は以下のとおりとする。

(ア) 外国人材へのインタビュー

・来日過程、勤務の感想（職場環境、コミュニケーションなど）、県内生活の感想 等

(イ) 受入れ企業のインタビュー

・採用過程、受入れにあたっての環境整備、受入れの感想 等

イ 取材内容について、1件につき写真3枚程度、A4判1枚程度の分量で電子データにまとめること。

ウ 上記イの電子データについては、県公式ホームページに掲載するため、県へ提出すること。なお、電子データの形式は、Wordなど加工可能な媒体であること。

(4) WEBサイト構築

受託者は、マッチング支援に関する情報を紹介するためのWEBサイトを以下の条件により契約締結後1か月以内に構築すること。ただし、WEBサイトのコンテンツ内容については、WEBサイト構築後順次追加していくものとする。

ア デザインについて

- (ア) 本件業務により作成するWEBサイトのデザイン・コンテンツは、企業が親しみやすく、利用しやすい構成とする。
- (イ) イラスト、画像等のデザインを活用し、洗練され、かつ利用者が欲する情報をすぐに見つけられるサイトデザインとする。
- (ウ) スマートフォンやタブレット向けにパソコン用ホームページの表示を最適化させるものとする。

イ WEBサイトのコンテンツについて

以下の項目を含むものとする。

- (ア) タイトル
 - (イ) マッチング支援デスクの概要説明
 - (ウ) マッチング先となる登録支援機関・人材紹介会社等の一覧、概要
 - (エ) マッチング相談を受け付ける電話番号、メールアドレス（又は相談申込フォーム）
 - (オ) マッチング支援セミナー情報
 - (カ) 外国人材活用の好事例発信
- (5) 広報業務

受託者は、チラシ等を用いて、県内企業等に本事業における取組内容を周知し、活用を促すこと。

6 成果目標

マッチング支援デスクへの相談件数 年間240件

7 県への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業計画書等を添えて県に協議すること。

(2) 事業実施報告書

受託者は次の事項について、事業実施報告書（様式任意）を毎月原則として翌月10日までに県に提出すること。なお、令和7年3月分の報告書は令和7年3月31日までに提出すること。また、月報とは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

ア マッチング支援デスクへの相談件数及び相談内容

イ マッチング支援デスクへの相談のうち、登録支援機関・人材紹介会社等へ提案を依頼し

た件数

ウ 把握したマッチング結果の実績

(ア)企業と機関等との契約の有無

(イ)機関等から企業への人材紹介の有無

(ウ)企業が実際に外国人材の採用に至ったかどうか

(エ)企業が外国人材を採用した場合はその後の受入れ支援の状況

エ 各種業務等（セミナー等）の実施状況（実施内容、参加企業数等）

8 事業実施上の留意事項

- (1) 受託者は、相談のあった企業に対して紹介手数料等対価の支払いを求めてはならない。
- (2) 受託者は、本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、業界団体、経済団体等関係機関への周知を図るとともに、関係機関の理解と協力を得られるよう努めること。
- (3) 受託者は、企業等に対し、本事業は県の委託事業である旨、自社ホームページへ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。
- (4) 在留資格に関する手続きの相談があった場合は、長野県外国人材受入企業サポートセンターの相談窓口を案内すること。
- (5) 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (6) 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 本事業の実施上知り得た企業情報等の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及びプライバシーマークの認定を受けた管理手法又は同程度の情報セキュリティの確保を行うこと。
- (8) 受託者は、本事業により新たに作成する成果物の著作権は、著作権法第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を県に無償で譲渡するものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条に規定する権利（著作者人格権）を行使することはできない。
- (9) 完了報告に基づく成果の確認の結果、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合若しくは達成されない程度が甚だしい場合又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、委託費の全額又は一部を減額することとする。
- (10) 本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

9 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ

委託者と協議の上、承認を得ること。

- (2) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。